

特定非営利活動法人 ADDS 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 ADDS (以下、「当法人」という) の定款第 18 条第 3 項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償 に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 当法人の役員には定款第 18 条第 1 項に基づき、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 役員報酬の支給対象者及び支給限度額は、総会の決議によって定める。

3 当法人は、支給対象の役員に対し、前項に基づき決定した報酬総額の限度内で、理事会で決議した額を支給する。

4 役員報酬の支給対象者及び支給額の決定にあたっては、当該役員の職務内容、経験、能力、当法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しなければならない。

(費用)

第3条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用(交通費、旅費等)については、請求のあった日から遅滞なく、その額を支払うものとする。

2 前払いを要するものについては、請求により、前もって支払うことができる。

(支払方法)

第4条 支給は、法令に基づき控除すべきものを控除し、その残額を本人名義の金融機関口座に振り込むか又は直接手渡すものとする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。(令和5年9月28日理事会決議)